同号イ(2)中「対象者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、一人につき三十万円）」とあるのは「母子家庭の母等又は父子家庭の父子（以下「母子家庭の母等」という。）」と、「その他の労働者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、一人につき三十万円）」とあるのは「母子家庭の母等以外の者」と、同号ロ(1)中「対象者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、一人につき三十万円）」とあるのは「母子家庭の母等」と、「その他の労働者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、一人につき三十万円）」とあるのは「母子家庭の母等以外の者」と、同号ハ(1)中「対象者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、一人につき三十万円）」とあるのは「父子家庭の父」と、「その他の労働者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、一人につき三十万円）」とあるのは「父子家庭の父以外の者」と、同号イ(2)及び(3)中「対象者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、一人につき三十万円）」とあるのは「母子家庭の母等又は父子家庭の父子」と、「その他の労働者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、一人につき三十万円）」とあるのは「母子家庭の母等以外の者」と、同号ロ(4)中「対象者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、一人につき三十万円）」とあるのは「母子家庭の母等又は父子家庭の父子」と、「その他の労働者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、一人につき三十万円）」とあるのは「母子家庭の母等以外の者」と、同号ハ(4)中「対象者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、一人につき三十万円）」とあるのは「父子家庭の父」と、「その他の労働者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、一人につき三十万円）」とあるのは「父子家庭の父以外の者」と、同号イ(2)及び(3)中「対象者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、一人につき三十万円）」とあるのは「母子家庭の母等又は父子家庭の父子」と、「その他の労働者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、一人につき三十万円）」とあるのは「母子家庭の母等以外の者」と、同号ロ(4)中「対象者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、一人につき三十万円）」とあるのは「母子家庭の母等又は父子家庭の父子」と、「その他の労働者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、一人につき三十万円）」とあるのは「母子家庭の母等以外の者」と、同号ハ(4)中「対象者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、一人につき三十万円）」とあるのは「父子家庭の父」と、「その他の労働者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、一人につき三十万円）」とあるのは「父子家庭の父以外の者」と、同号イ(2)中「対象者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、一人につき三十万円）」とあるのは「母子家庭の母等又は父子家庭の父子」と、「その他の労働者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、一人につき三十万円）」とあるのは「母子家庭の母等以外の者」と、同号ロ(1)中「対象者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、一人につき三十万円）」とあるのは「母子家庭の母等」と、「その他の労働者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、一人につき三十万円）」とあるのは「母子家庭の母等以外の者」と、同号ハ(1)中「対象者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、一人につき三十万円）」とあるのは「父子家庭の父」と、「その他の労働者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、一人につき三十万円）」とあるのは「父子家庭の父以外の者」と、同号イ(2